
富津市こども計画

～こどもの笑顔、子育ての喜びがあふれるまちを目指して～

(令和7年度～令和11年度)

【案】



令和7年 月

富津市

変更後(表紙)

富津市こども計画



～こどもの笑顔、子育ての喜びがあふれるまちを目指して～



令和7年 月
富津市

市長挨拶(掲載前)

「はじめに」編集予定

市長挨拶(掲載後)

ごあいさつ

次代の社会を担う全てのこどもが健やかに成長し、子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現には、子育て支援の充実が重要です。

富津市では、平成27年3月に、「富津市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、令和2年度から令和6年度までを「第2期」として、「子育てする喜び 育つ喜びを感じられるまち いいじゃないか! ふっつ」を基本理念に様々な子育て支援策を推進してまいりました。

併せて、市の計画や施策体系の最上位に位置づける「富津市みらい構想」では、「子育てしやすいまち」を重点的に取り組む施策テーマに掲げ、誰もが安心して子育てができ、子育てが喜びや生きがいとして感じられる、そして次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育ち、子どもたちの笑顔があふれているまちを目指し、妊娠期から子育て期を通して、切れ目のない支援を重層的に展開し、安心して出産や子育てができる環境整備に取り組んでまいりました。

この間、児童福祉と母子保健に関する一体的な相談支援を行う「こども家庭センター」の開設、多様化する保育ニーズを的確に把握し、保育の充実や質の向上を図るなど、子育て支援充実のための施策を重層的に推進してまいりました。

この度、こども基本法第10条第2項に定める市町村こども計画として、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「富津市こども計画」を策定いたしました。基本理念を「次代を担う子どもたちが健やかに育つまち 子どもたちの笑顔があふれるまち ふっつ」と定め、こどもの存在を社会のまんなかに位置づけ、ライフステージに応じた切れ目のない支援の充実を図ることを目的としています。市では、本計画に基づき、全てのこども・若者・妊産婦・子育て世帯への支援施策を更に総合的、計画的に推進してまいります。

結びに、本計画の策定にご尽力いただいた富津市子ども・子育て会議委員をはじめ、アンケート調査にご協力いただいた児童の保護者やこども・若者の皆さん、パブリックコメント等において貴重なご意見をいただいた多くの方々に、深く感謝申し上げますとともに、本計画の推進に引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年 月

富津市長 高橋 恭市



(2) 持続可能な開発目標（SDGs）との関連

SDGsとは、平成27年（2015年）国連サミットで採択された国際社会全体の開発目標で、「誰一人取り残さない」という理念のもと、「持続可能な世界を実現する」ことを目指した、2030年を達成期限とする17のゴール（目標）が掲げられています。

本市では、SDGsの視点を踏まえ、持続可能な自治体経営を推進しています。本計画においても、「次代を担うこともたちに魅力あふれる富津市をつなげていく」という認識の下、各施策の推進に取り組むことで、SDGsの目標達成に貢献していきます。



本計画において関わりの深いゴール（目標）は、以下のものです。



(2) 持続可能な開発目標（SDGs）との関連

SDGsとは、平成27年（2015年）国連サミットで採択された国際社会全体の開発目標で、「誰一人取り残さない」という理念のもと、「持続可能な世界を実現する」ことを目指した、2030年を達成期限とする17のゴール（目標）が掲げられています。

本市では、SDGsの視点を踏まえ、持続可能な自治体経営を推進しています。本計画においても、「次代を担うこともたちに魅力あふれる富津市をつなげていく」という認識の下、各施策の推進に取り組むことで、SDGsの目標達成に貢献していきます。

本計画において関わりの深いゴール（目標）は、以下の枠で囲んだものです。



1-3. 計画の期間

本計画は、こども大綱「こども施策を推進するために必要な事項」において、おおむね5年を目途にこども大綱を見直すことに基づき、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間として策定します。

なお、富津市こども計画に基づく施策の実施状況、成果について、年度ごとに分析・評価をしていきます。

【計画の期間】

令和	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	
		富津市子ども・子育て支援事業計画第Ⅰ期										
			第Ⅱ期富津市子ども・子育て支援事業計画									
						富津市こども計画						

1-3. 計画の期間

本計画は、こども大綱「こども施策を推進するために必要な事項」において、おおむね5年を目途にこども大綱を見直すことに基づき、令和7年度から令和11年度までの5年間で計画期間として策定します。

なお、富津市こども計画に基づく施策の実施状況、成果について、年度ごとに分析・評価をしていきます。



1-4. 計画の策定

本計画は、第Ⅱ期富津市子ども・子育て支援事業計画に基づく取組内容を検証し、国・県の動向を踏まえて、富津市の現状に即した実効性のある施策の展開を図るものとします。計画に定める事項については、「こども基本法第10条（都道府県こども計画等）に定める事項」、「子ども・子育て支援法第61条（市町村子ども・子育て支援事業計画）に定める事項」、「次世代育成支援対策推進法第8条（市町村行動計画）に定める事項」、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第9条（都道府県計画等）に定める事項」、「子ども・若者育成支援推進法第9条（都道府県子ども・若者計画等）に定める事項」を基本に策定します。

施策の総合的な展開を示す部分については、令和6年3月に実施した「第Ⅲ期富津市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」および、同年6月に実施した「子どもの生活状況調査」、「若者の意見聴取調査」の結果を踏まえ、保護者、子ども・子育て支援に関する事業の従事者や学識経験者で構成する「富津市子ども・子育て会議」での意見の聴取、パブリックコメントを通して、広く市民の方の意見をお聞きして策定するものです。

また、法定の子ども・子育て支援事業計画部分については、幼児期の教育・保育・地域の子育て支援における需給計画として、国の示す手引きに基づいています。

なお、計画期間中においては、各施策の実施状況の分析・評価を行い、「富津市子ども・子育て会議」等の意見を聞きながら、必要に応じ、計画の修正を行うものとします。

1-4. 計画の対象

本計画は、すべてのこども・若者を対象とします。年齢で必要なサポートが途切れることなく、それぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らせるよう支えていくものです。また、子育て当事者も対象とするほか、こども・子育て当事者に関わる人・団体・地域等も対象とします。

【本計画内でのライフステージごとの定義】

乳幼児期	学童期	思春期	青年期
義務教育年齢に達するまで	小学生	中学生～ 概ね18歳 (高校生年代)	概ね18～29歳

なお、本計画が対象とする「こども」は、こども基本法を踏まえ「心身の発達の過程にある者」とし、「若者」は、思春期のうち高校生年代と青年期の者としています。

※制度に準じる場合には「こども」を、「子ども」や「子供」と表記することがあります。

1-5. 計画の策定

本計画は、第Ⅱ期富津市子ども・子育て支援事業計画に基づく取組内容を検証し、国・県の動向を踏まえて、富津市の現状に即した実効性のある施策の展開を図るものとします。計画に定める事項については、「こども基本法第10条（都道府県こども計画等）に定める事項」、「子ども・子育て支援法第61条（市町村子ども・子育て支援事業計画）に定める事項」、「次世代育成支援対策推進法第8条（市町村行動計画）に定める事項」、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第9条（都道府県計画等）に定める事項」、「子ども・若者育成支援推進法第9条（都道府県子ども・若者計画等）に定める事項」を基本に策定します。

施策の総合的な展開を示す部分については、令和6年3月に実施した「第Ⅲ期富津市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」および、同年6月に実施した「子どもの生活状況調査」、「若者の意見聴取調査」の結果を踏まえ、保護者、子ども・子育て支援に関する事業の従事者や学識経験者で構成する「富津市子ども・子育て会議」での意見の聴取、パブリックコメントを通して、広く市民の方の意見をお聞きして策定するものです。

また、法定の子ども・子育て支援事業計画部分については、幼児期の教育・保育・地域の子育て支援における需給計画として、国の示す手引きに基づいています。

なお、計画期間中においては、各施策の実施状況の分析・評価を行い、「富津市子ども・子育て会議」等の意見を聞きながら、必要に応じ、計画の修正を行うものとします。

変更前(裏表紙)

変更後(裏表紙)



富津市こども計画
～こどもの笑顔、子育ての喜びがあふれるまちを目指して～

【案】

令和7年 月

■編集・発行 富津市 健康福祉部こども家庭課
〒293-8506 千葉県富津市下飯野2443番地
TEL : 0439-80-1256
FAX : 0439-80-1350

富津市こども計画
～こどもの笑顔、子育ての喜びがあふれるまちを目指して～

【案】

令和7年 月

■編集・発行 富津市 健康福祉部こども家庭課
〒293-8506 千葉県富津市下飯野2443番地
TEL : 0439-80-1256
FAX : 0439-80-1350
